

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合行政不服審査条例(平成28年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)および条例において使用する用語の例による。

(審査会の委員の回避)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる場合には、他の委員と協議のうえ審査請求に係る事件(以下単に「事件」という。)の審査を回避することができる。

- (1) 委員またはその配偶者もしくは配偶者であつた者が、事件の当事者であるとき。
- (2) 委員が事件の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは同居の親族であるとき、またはあつたとき。
- (3) 委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人であるとき。
- (4) 委員が事件について当事者の代理人または補佐人であるとき、またはあつたとき。
- (5) 委員が事件について利害関係を有するとき。
- (6) その他事件の公平な審理を妨げる相当の理由があると認められるとき。

(事件の調査審議手続の併合等)

第4条 審査会は、必要があると認める場合には、事件の調査審議の手続を併合し、または分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件の調査審議の手続を併合し、または分離したときは、審査請求人、参加人または法第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁にその旨を通知しなければならない。

(費用)

第5条 条例第7条第2項に規定する写しまたは書面の交付を受けるために要する費用は、別表のとおりとし、写しまたは書面の送付に要する費用は、実際に送付に要する料金の額とする。

2 審理員および審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の費用を減額し、または免除することができる。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(公印)

第7条 審査会および会長の公印は、次のとおりとする。

審査会印



方2.1cm

会長印



方2.1cm

(令2規則3・追加)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

(令2規則3・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

種類	区分	金額
文書・図面	複写機により複写する場合(単色)	1枚につき10円
	複写機により複写する場合(カラー)	1枚につき60円
	上記以外の方法により作成する場合	当該作成に要する費用

電磁的記録	印刷物として出力する場合(単色)	1枚につき10円
	印刷物として出力する場合(カラー)	1枚につき50円
	光ディスクに複写する場合	ディスク1枚につき100円
	上記以外の方法により作成する場合	当該作成に要する費用

備考

- 1 複写機により複写し、または印刷物として出力する場合の用紙は、日本工業規格A列3番の大きさ以内のものとする。
- 2 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として枚数を算定する。